

ワンストップ特例申請の必要書類について

マイナンバー導入制度に伴い、なりすまし防止のために「**個人番号確認の書類**」の写しと「**本人確認の書類**」の写しを申請書と一緒に郵送することが必要となりました。ご自身のマイナンバーカード交付状況に応じて、下記の表の書類を手元に用意してください。

各自治体から手配された「通知カード（※1）」や「個人番号カード（※2）」を持っている場合、またはそのどちらも持っていない場合でご参照ください。

ただし、令和2年5月25日のデジタル手続法施行により、下記に該当する方は、同日以降、通知カードの記載事項を変更することができませんので、通知カードの写しを本人確認書類として使用することができません。

〔改姓や転居等により、通知カードの記載事項に変更があるものの、令和2年5月25日までに住所地の市区町村で記載変更を受けていない場合〕

（※1）通知カードとは、住民のひとりひとりに個人番号を通知するものです。



（※2）個人番号カードとは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードのことです。



	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」を 持っている人	「個人番号カード」「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号の 確認書類	個人番号カード 裏面のコピー	通知カードのコピー デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能です。	個人番号が記載された住民票の コピー
本人確認の書類	個人番号カード表面の コピー	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真、氏名、生年月日や住所が確認できるようにコピーしてください。	